


北海道教育委員会教育職員免許法認定講習における科目履修等に係るQ&A  
 (特別支援学校教諭1・2種免許状(視覚又は聴覚)取得課程)

令和5年度北海道教育委員会教育職員免許法認定講習 開設科目一覧		
課程名	Ⅱ 特別支援学校教諭1・2種免許状(視覚)領域追加課程	Ⅲ 特別支援学校教諭1・2種免許状(聴覚)領域追加課程
	⑦視覚障害者の心理・生理・病理(A日程)	⑪聴覚障害者の心理・生理・病理(A日程)
	⑧視覚障害者の心理・生理・病理(B日程)	⑫聴覚障害者の心理・生理・病理(B日程)
	⑨視覚障害者の教育課程及び指導法(A日程)	⑬聴覚障害者の教育課程・指導法(A日程)
	⑩視覚障害者の教育課程及び指導法(B日程)	⑭聴覚障害者の教育課程・指導法(B日程)

番号	分類	質問内容	回答
1	単位の修得にあたって1 (全ての講習に参加できない場合)	○特別支援学校教諭免許状に新たな領域を追加したいと考えています。 今年度の本講習のスケジュールを確認しましたが、全ての講習日に出席することができません。 今後、全ての単位の修得するには、来年度開催予定の本講習を受講すれば良いのでしょうか？	○今年度の本講習のみで必要単位の修得することが難しい場合には、 (1)来年度以降に開催予定の本講習で不足単位分を修得する。 (2)別紙2「特別支援学校教諭免許状を取得可能な大学一覧」に掲載している大学等で不足単位分を修得する。 などの方法が考えられます。
2	単位の修得にあたって2 (免許取得可能大学)	○特別支援学校教諭免許状の領域の追加にあたり、必要な単位の、本講習または通信教育で修得したいと考えています。 通信教育では、どこで免許を取得できますか？	○別紙2「特別支援学校教諭免許状を取得可能な大学一覧」を確認ください。
3	領域の追加に必要な科目について1(2種免許への視覚又は聴覚領域の追加)	○現在、特別支援学校教諭2種免許状(知的・肢体不自由・病弱)を所有しています。 本講習を受講して、所有している免許状に「視覚」(又は「聴覚」)の領域を追加したいと考えています。 何の科目を履修すれば良いのでしょうか？	○所有されている2種免許状に「視覚」の領域を追加したい場合には、上記の表にある「⑦又は⑧のいずれか」及び「⑨又は⑩のいずれか」の科目を履修していただく必要があります。 ○所有されている免許状に「聴覚」の領域を追加したい場合には、上記の表にある「⑪又は⑫のいずれか」及び「⑬又は⑭のいずれか」の科目を履修していただく必要があります。
4	領域の追加に必要な科目について2(1種免許への視覚又は聴覚領域の追加)	○現在、特別支援学校教諭1種免許状(知的・肢体不自由・病弱)を所有しています。 本講習を受講して、所有している免許状に「視覚」(又は「聴覚」)の領域を追加したいと考えています。 何の科目を履修すれば良いのでしょうか？	○所有されている1種免許状に「視覚」の領域を追加したい場合には、上記の表にある⑦～⑩の科目を全て履修していただく必要があります。 ○所有されている免許状に「聴覚」の領域を追加したい場合には、上記の表にある⑪～⑭の科目を全て履修していただく必要があります。
5	本講習の申込資格について1 (領域追加で経験年数が1年に達していない場合)	○本講習で、教員としての経験年数1年を利用して、既に有している特別支援学校教諭免許状に、新たな教育領域を追加したいと考えておりますが、現時点で教員としての経験年数が1年に達していない場合、申込みを行うことができないのでしょうか？	○現時点で教員としての経験年数が1年に達していない場合であっても、本認定講習に申し込むことは可能です。 ただし、実際に特別支援学校教諭免許状の申請を行う際には、教員としての1年分の実務証明が必要となります。
6	本講習の申込資格について2 (期限付教諭や非常勤講師の経験)	○本講習は、教員としての経験年数を利用して特別支援学校教諭免許状に新たな領域を追加するための課程と聞いていますが、これには期限付教諭や非常勤講師の経験も含みますか？	○特別支援学校教諭免許状の申請に必要な教員としての経験年数には、期限付き教諭(臨時的任用教諭、任期付き教諭)や非常勤講師の経験年数も含まれます。 ただし、非常勤講師の場合には、週あたりの担当時間数により、満度に年数換算できない場合や、全く換算できない場合も生じます。必要により、当職で確認ください。

番号	分類	質問内容	回答
7	本講習の申込資格について3 (養護教諭や実習担任教諭の経験)	○本講習は、教員としての経験年数を利用して特別支援学校教諭免許状に新たな領域を追加するための課程と聞いていますが、これには養護教諭や実習担任教諭の経験も含みますか？	○特別支援学校教諭免許状の申請に必要な教員としての経験年数には、養護教諭や実習担任教諭の経験年数は含まれません。 従って、養護教諭や実習担任教諭は、本講習の受講対象外となります。
8	本講習修了後の免許状領域追加手続について	○本講習を受講後、北海道教育委員会から「学力に関する証明書」が届きました。 ○これをもとに、免許の領域追加申請を行いたいのですが、どのような手続を取れば良いですか？	○「領域追加申請の手続方法」については、北海道教育委員会ホームページ内次の箇所に掲載されているため、参考としてください。  (該当ページに係るQRコード)  右のとおりです。  (該当ページに係るURL) <a href="https://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/menkyo/ryoiki/tuika7-5.html">https://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/menkyo/ryoiki/tuika7-5.html</a>